

**【補足説明】**

**(都) 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成について**

本助成の申請にあたっては、事前に設置場所の確保と許可が必要となります。  
ます。

**①区有施設内（公園等）に設置希望の場合は、**

防災課との設置調整が必要となります。

地域課で取りまとめの上、防災課に事前調整を依頼します。

◎地域課への提出書類（当初）

- ・助成金交付申請書【写し】
- ・見積書等（内訳の詳細がわかるもの）【写し】
- ・防災倉庫構造図、防災倉庫見取図【写し】

※位置図、敷地平面図：当初提出時は不要

（区有施設設置の場合、調整後交付されます。）

注：防災課における事前調整（設置場所の確保と許可）終了後  
東京都への申請書提出となります。

その際には、各申請書類全て「原本」が必要となります。

設置場所について

- ・基本的に町会・自治会で確保いただきます。
- ・区の所有する土地に設置を希望する場合は、場所によっては要件・制限があるため相談、調整が必要となり、必ず設置できるとは限りません。  
(設置する場合は、占有許可の提出が必要となります。)

## 【補足説明】

(都) 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成について

### ②町会施設に設置希望の場合

直接地域課に申請書類一式を提出願います。

#### ◎地域課への提出書類

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 見積書等（内訳の詳細がわかるもの）
- ・ 防災倉庫構造図、防災倉庫見取図
- ・ 位置図、敷地平面図
- ・ 土地の権利関係を明らかにした書類  
（登記事項証明書の写真、土地使用承諾書等）
- ・ 申請団体規約等設立根拠規定及び役員名簿

※助成対象経費に国及び他の地方公共団体の制度による補助等の対象となる、又はなっている経費がある場合、交付決定通知書等

### ③地域課への申請書類提出締切

- ・ 第1回：令和8年6月30日（火）
- ・ 第2回：令和8年7月29日（水）
- ・ 第3回：令和8年8月28日（金）
- ・ 第4回：令和8年9月29日（火）

### ④提出先

地域課または各地域活動係